

『限度額適用認定証・標準負担額減額認定証』 更新手続きは8月31日まで

国民健康保険の、「限度額認定証」、及び「標準負担額減額認定証」の有効期限が7月31日までとなっております。

引き続き該当する方は、8月31日までに更新の手続きを行ってください。

○申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・高齢受給者証（高齢受給者のみ）
- ・現在お持ちの認定証
- ・印鑑

○申請先

健康福祉課 国民健康保険係
または各支所の市民係

『限度額適用認定証』とは

69歳までの方、または70～74歳で住民税非課税世帯の方については入院時に、月ごとにかかる一部負担金が自己負担限度額までとなります。自己負担限度額は、前年の所得に応じて負担区分が決まります。

但し、国民健康保険税を滞納している場合は認定証の交付は受けられません。

『標準負担額減額認定証』とは

74歳までの住民税非課税世帯の方については、入院時の食事が減額されます。

※現在入院中（予定）の方で認定証をお持ちでない場合は、ご相談ください。

■高齢受給者証の更新について

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日までとなっておりますので、前年の所得や収入により負担割合を判定し、8月1日からの受給者証を7月下旬に郵送します。

■特定疾病療養受療証の更新について

国民健康保険特定疾病療養受療証をお持ちの方で、「人工透析を必要とする70歳未満の方」は、有効期限が7月31日までとなっておりますので、前年の所得により自己負担限度額を判定し、8月1日からの受療証を7月下旬に郵送します。

特定健診は自己負担減額、人間ドック助成開始 ～病気の未然防止!! 特定健診・人間ドックを受けましょう～

(人間ドック対象者)

- ① 人間ドックの受診時点で阿蘇市国民健康保険の被保険者であること
- ② 人間ドックを受診する年度中に30歳以上となること
- ③ 申請日時点で国民健康保険税が完納されていること
- ④ 同年度内に特定健康診査を受診していないこと
- ⑤ 検査結果を特定健康診査等に利用することに同意すること
- ⑥ 保健指導対象者となった場合、当該保健指導を受けること

(助成額)

1日ドック：5,000円 2日ドック：10,000円

※人間ドック助成を受けるためには、検査項目の確認等が必要となりますのであらかじめ届出を行っていただく必要があります。

今年度から病気の早期発見につながる健診の必要性に、より重点を置き、自己負担額の軽減を行い、健康維持を促進しています。昨年度までは特定健康診査の自己負担額は1,500円でしたが、500円へ変更しました。

特定健康診査は生活習慣病を早期に発見し、病気を未然に防ぐために大変重要な健診です。ご自身の健康維持やご家族の将来のためにもぜひ特定健康診査を受診しましょう。また、今年度から、総合健康診査（人間ドック）費用の一部を助成する制度を開始しました。ぜひ、年1～2回の受診を心がけていただきますようお願いいたします。